

物品供給契約書

物品名及び数量

〇〇〇〇社製 〇〇〇〇〇〇 一式
(別紙内訳書のとおり)

代金額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也

(うち消費税額及び地方消費税額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

発注者 国立大学法人九州大学(以下「九州大学」という。)総長 石橋 達朗と供給者との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で供給契約を結ぶものとする。

なお、消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

第1条 供給者は、発注者に対し、別紙納入要項に基づき、物品を供給するものとする。

2 この契約において、供給者が履行すべき給付内容は、仕様書及び供給者が契約に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第2条 物品は、九州大学事務支援センターでの確認を受けた後、九州大学〇〇〇〇(納入場所)に納入するものとする。(事務支援センター所掌案件以外の場合：物品は、九州大学〇〇〇〇(納入場所)に納入するものとする。)

第3条 物品の納入期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

第4条 納品書は、納品時に九州大学事務支援センター及び第2条における納品場所での確認を受けた後、九州大学〇〇〇〇(納品部局用度係等)に提出するものとする。(事務支援センター所掌案件以外の場合：納品書は、納品時に第2条における納品場所での確認を受けた後、九州大学〇〇〇〇(納品部局用度係等)に提出するものとする。)

第5条 代金は、1回に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、九州大学〇〇〇〇(部局、課等の名称)に送付するものとする。

2 代金は、供給者の請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに、九州大学財務部経理課から支払うものとする。

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 供給者がこの契約に違反したとき。

二 供給者がこの契約に関し談合等の不正行為をしたことにより、公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が確定し、課徴金の納付を命じない旨の通知がなされ、又は刑罰が科されたとき。ただし、不公正な取引方法による不正行為で、かつ金銭的損害が生じない場合は除く。

三 前2号に掲げるもののほか、九州大学が定めた物品供給契約基準第12又は第13に該当するとき。

第8条 契約保証金は免除する。ただし、供給者は次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定により、物品の完納前に、この契約が解除された場合

二 物品の完納前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第9条 供給者は、第7条第2号の規定に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第7条第2号に規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条の3第2項又は第3項の適用があるとき。

二 第7条第2号に規定する確定した課徴金納付命令若しくは排除措置命令又は科された刑罰において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第7条第2号に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知に係る事件において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 供給者は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の賠償金を免れることはできない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 供給者は、第7条第2号又は第9条第2項第1号から第3号のいずれかの規定に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

6 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第10条 供給者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 供給者は、前項の規定に違反して発注者に損害を与えたときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

第11条 九州大学が定めた物品供給契約基準第20に規定する遅延利息率は、「年3.0%」とする。

第12条 この契約についての必要な細目は、九州大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第13条 この契約について発注者と供給者との間に紛争が生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、九州大学所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と供給者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

ただし、この契約書を電磁的記録により作成する場合は、発注者と供給者は記名押印に代えて双方合意した方法による電子署名を行い、当該電磁的記録により双方で保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 福岡市西区元岡 7 4 4
国立大学法人九州大学
総長 石 橋 達 朗 [印]

供給者 [所 在 地]
[氏 名] [印]

納 入 要 項

1. 購入物品（以下「物品」という。）の納入
 - (1) 物品は、九州大学が指定した場所に、指定した数量を指定した期限までに、係員の検査を受け引き渡すものとする。
 - (2) その他不明の点が生じたときは係員の指示に従うものとする。
2. 物品の検査
 - (1) 物品の検査は、九州大学が指定する場所で行うものとし、検査の際、数量の不足、品質、性能等が本学の指定する以外のものと認められた場合は、供給者は直ちに無償で補足、取替え又は修補しなければならない。
 - (2) 納入時の検査の円滑な実施を図るため、供給者は発注者の行う検査に協力すべきものとする。
3. 代金の支払

代金は、供給者の請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに、九州大学財務部経理課から支払うものとする。
4. 契約の解除

次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

 - (1) 供給者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 供給者がこの契約に関し談合等の不正行為をしたことにより、公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が確定し、課徴金の納付を命じない旨の通知がなされ、又は刑罰が科されたとき。ただし、不公正な取引方法による不正行為で、かつ金銭的損害が生じない場合は除く。
 - (3) 4. (1) 及び (2) に掲げるもののほか、九州大学が定めた物品供給契約基準第 1 2 又は第 1 3 に該当するとき。
5. 契約保証金、違約金
 - (1) 契約保証金は免除する。ただし、供給者は、次のいずれかに該当する場合には、違約金として契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - イ 上記 4. の規定により、物品の完納前に、この契約が解除された場合
 - ロ 物品の完納前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合
 - (2) 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、5. (1) ロに該当する場合とみなす。
 - イ 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定により選任された破産管財人
 - ロ 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定により選任された管財人
 - ハ 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定により選任された再生債務者等
6. 談合等不正行為があった場合の賠償金等
 - (1) 供給者は、上記 4. (2) に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (2) 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - イ 上記 4. (2) に規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 7 条の 3 第 2

項又は第3項の適用があるとき。

- ロ 上記4.(2)に規定する確定した課徴金納付命令若しくは排除措置命令又は科された刑罰において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ハ 上記4.(2)に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知に係る事件において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 供給者は、契約の履行を理由として6.(1)及び(2)の賠償金を免れることはできない。
- (4) 6.(1)及び(2)の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- (5) 供給者は、上記4.(2)又は6.(2)イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- (6) 6.(1)から(5)の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

7. 秘密の保持

- (1) 供給者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 供給者は、7.(1)の規定に違反して発注者に損害を与えたときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。
- (3) 7.(1)及び7.(2)は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

8. 損害賠償

発注者は、供給者が九州大学が定めた物品供給契約基準第20第1項各号に該当する場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

9. その他

この要項に定めるもののほか、必要な細目は、九州大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

※ この契約書は、標準的な様式を定めたものであり、契約の形態等によって本様式により難しい場合は、適宜、修正等を行ってください。(以下、同様)